

## 地方財政の充実を求める意見書

政府は、本年6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、「義務付け・枠付けの見直し」、「出先機関の原則廃止」、「ひも付き補助金の一括交付金化」等の取組方針を示すとともに、「地方税財源の充実確保」を1つの柱として位置付けた。また、同日、「財政運営戦略」が閣議決定され、国・地方の財政健全化目標が示されたところである。

地方公共団体においては、これまで国を上回る徹底した行財政改革を行ってきたところであるが、景気低迷により地方税収が減少する中、今後も地方が行財政改革を推進することはもとより、子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化、社会生活基盤の整備等、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う必要があり、地方が担う役割に見合った税財源が十分確保されることが不可欠である。

よって、国においては、地方財政の充実に向けて、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。  
また、社会保障その他の地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
  - 2 地方においては、経済の疲弊が深刻化しており、財政状況も極めて厳しいことから、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。
  - 3 一括交付金の制度設計にあたっては、事業執行に必要な予算総額の確保と地方の自由裁量の拡大を行うとともに、財政力の弱い自治体や社会資本整備の遅れた地域に配慮した配分をすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊